

2014 年度 債権総論 2 レポート課題と解答例

2015 年 1 月 15 日

明治学院大学法学部教授 加賀山 茂

レポート課題

民法判例百選 II 第 70 事件（誤振込金の返還請求権と預金債権）について、以下の要領でレポートを作成すること。

1. 事実の概要を正確に図式化し簡潔に表現する。
2. 判旨を簡潔にまとめる。
3. 関連判例と学説とを要領よくまとめる。
4. 自らの見解（私見）を IRAC で簡潔に表現する。

1. 事実の概要とその図式化

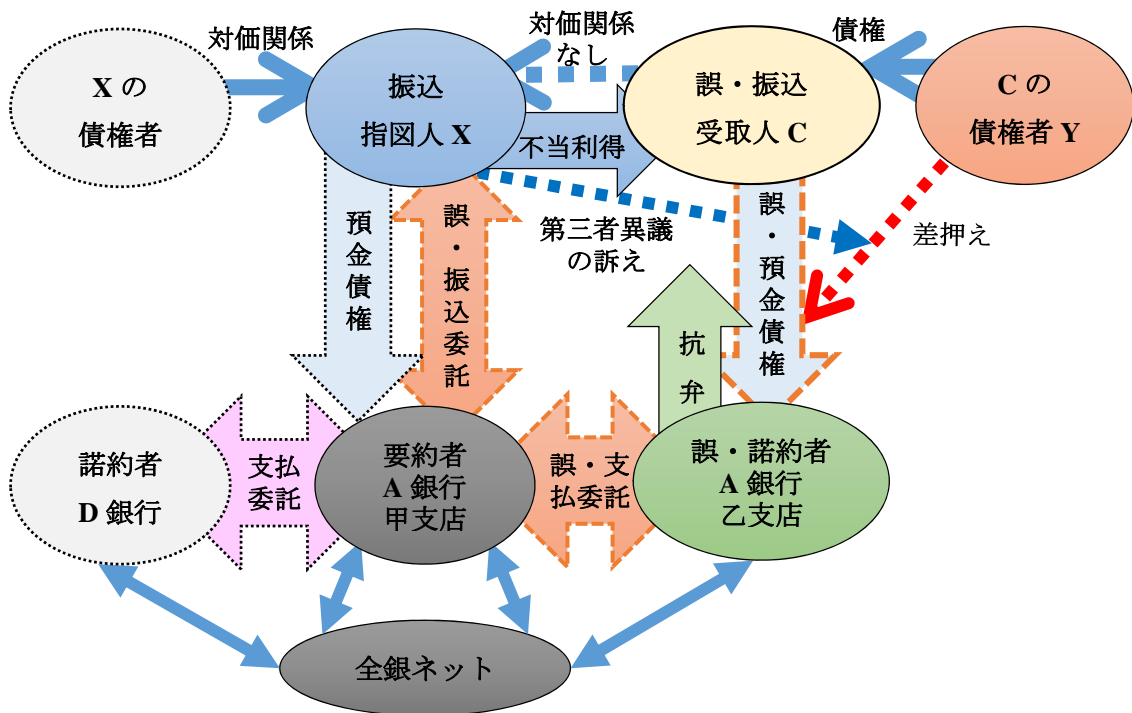


図 最二判平 8・4・26 民集 50 卷 5 号 1267 頁（第三者異議事件）の事実関係

(1) X（原告・被控訴人・被被告人）は、株式会社 B（トウシン（東辰））に対し、平成元年 5 月分の賃料、光熱費等の合計 558 万余円を支払うため、同年 4 月 28 日、A 銀行甲支店（仕向銀行）に右同額の金員の振込依頼をし、B 会社の D 銀行 O 支店の当座預金口座（正・被仕向銀行）に振り込むつもりであった。

ところが X は、誤って、振込先を A 銀行乙支店（誤・被仕向銀行）の株式会社 C（トウシン（透信））の普通預金口座と指定したため、同口座に 558 万余円の入金記帳がされた（本件誤振込み）。

X は、以前には、C 会社（売主）から通信用紙等を購入し、その代金を C 会社の A 銀行乙支店の普通預金口座に振り込む方法で支払っていたことがあったが、昭和 62 年 1 月の支払を最後に取引はなく、C 会社に対する債務もなかった。右普通預金口座は、C 会社と A 銀行との間の普通預金取引契約によるものであり、右契約の内容となる普通預金規定には、振込みに関しては、これを預金口座に受け入れるという趣旨の定めだけが置かれていた。

(2) Y（被告・控訴人・上诉人）は、C 会社に対する公正証書の執行力のある正本に基づいて、平成元年 7 月 31 日、C 会社が A 銀行に対して有する普通預金債権を差し押さえたが、差押時の同預金債権の残高は 572 万余円とされていた（本件誤振込みがなければ、C 会社の同預金残高は 13 万余円に過ぎなかった）。Y が差し押さえた C 会社の普通預金債権の残高 572 万余円のうち 558 万余円（本件預金債権）は、本件誤振込みに係るものであった。

(3) X は Y に対して、Y の強制執行のうち本件預金債権に対する部分につき、第三者異議の訴えによりその排除を求めた。

2. 最二判平 8・4・26 民集 50 卷 5 号 1267 頁の判決要旨

(1) 振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である。

けだし、前記普通預金規定には、振込みがあった場合にはこれを預金口座に受け入れるという趣旨の定めがあるだけで、受取人と銀行との間の普通預金契約の成否を振込依頼人と受取人との間の振込みの原因となる法律関係の有無に懸かせていることをうかがわせる定めは置かれていないし、振込みは、銀行間及び銀行店舗間の送金手続を通して安全、安価、迅速に資金を移動する手段であって、多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するため、その仲介に当たる銀行が各資金移動の原因となる法律関係の存否、内容等を知ることなくこれを遂行する仕組みが採られているからである。

(2) また、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しないにもかかわらず、振込みによって受取人が振込金額相当の預金債権を取得したときは、振込依頼人は、受取人に対し、右同額の不当利得返還請求権を有することがあるにとどまり、右預金債権の譲渡を妨げる権利を取得するわけではないから、受取人の債権者がした右預金債権に対する強制執行の不許を求めることはできないというべきである。

(3) これを本件についてみるに、前記事実関係の下では、C は、F 銀行に対し、本件振込みに係る普通預金債権を取得したものであるというべきである。そして、振込依頼人である X と受取人である C との間に本件振込みの原因となる法律関係は何ら存在しなかったとしても、

Xは、Cに対し、右同額の不当利得返還請求権を取得し得るにとどまり、本件預金債権の譲渡を妨げる権利を有するとはいえないから、本件預金債権に対してされた強制執行の不許を求めることはできない。

(4) そうすると、右と異なる原審の判断には、法令の解釈適用を誤った違法があり、右違法が判決の結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、その趣旨をいう論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、以上に判示したところによれば、Xの本件請求は理由がないから、右請求を認容した第一審判決を取消し、これを棄却すべきものである。

(破棄自判：第1審判決取消し、Xの請求棄却)

裁判長裁判官 河合伸一（京大法学部卒→判事補→弁護士→最高裁判事→アンダーソン・毛利・友常法律事務所）

裁判官 大西勝也（東大法学部卒→判事→最高裁事務局長→最高裁判事→弁護士→三井住友銀行、三井住友フィナンシャルグループ監査役）

裁判官 根岸重治（東大法学部卒→検事→東京高検検事長→弁護士→最高裁判事→セントラル硝子株式会社社外監査役）

裁判官 福田博（東大法学部卒→外交官→最高裁判事→弁護士登録、西村あさひ法律事務所）

3. 関連判例と学説

平成8年に最高裁が本判決を下すまでは、裁判所は、預金債権には原因関係が必要であり、誤振込のように、振込依頼人と受取人との間に原因関係がない場合には、誤って受取人となった者は、預金債権を取得しないという立場をとっていた（名古屋高判昭51・1・28金法795号44頁等）。したがって、本件の第1審判決（東京地判平2・10・25，東京高判平3・11・28）が、いずれも、誤振込によっては預金債権が発生することはないとしていたのは、公正と信頼を旨とする銀行取引の趣旨に照らして、もっともな判断であるといえよう。

学説は、一方で、原因関係の存否によって受取人の預金債権の効力が左右されると、仕向銀行、被仕向銀行の大量・迅速な処理に支障が出るとして、原因関係に左右されないとする見解に賛成する意見がある（後藤紀一『振込・振替の法理と支払取引』有斐閣（1986）63頁，大坪丘・判例解説民事編平成8年度（上）（1996）364頁，鈴木正和「誤振込みと預金者の認定」判タ746号（1991）103頁，森田宏樹「振込取引の法的構造—『誤振込』事例の再検討」中田裕康=道垣内弘人編『金融取引と民法法理』有斐閣（2000）178頁など）。しかし、他方で、原因関係を無視するならば、場合によっては、銀行業務が詐欺等に加担することを許すことになり、銀行に対する信頼が破壊されるとして、原因関係を重視する見解もあり（前田達明「振込依頼人の誤振込による受取人口座への入金記帳によって銀行に対する受取人の預金債権が成立するとされた事例」判時1585号（1997/02/01）192-200頁，菅原胞治「振込理論はなぜ混迷に陥ったか(1)(2)(3・完)銀行法務21670号（2007）18-30頁，671号16-33頁，673号38-42頁，岩原伸作「誤振込金の返還請求と預金債権」民法判

例百選Ⅱ（2009）142-143頁など)), 学説は割れている。

本件最高裁判決は、第1審、控訴審の判決を破棄し、たとえ、誤振込であっても、「振込依頼人から受取人の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金相当の普通預金契約が成立する」との判断を下した。

すなわち、平成8年最高裁判決は、一方で、「振込みは、銀行間及び銀行店舗間の送金手続を通して安全、安価、迅速に資金を移動する手段であって、多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するため、その仲介に当たる銀行が各資金移動の原因となる法律関係の存否、内容等を開知することなくこれを遂行する仕組みが採られている」として、誤振込の結果から銀行を完全に免責し、他方で、誤振込みの振込依頼人は、「受取人に対し右同額の不当利得返還請求権を有することがあるにとどまり、右預金債権の譲渡を妨げる権利を取得するわけではない」として、誤振込みの後始末をすべて誤振込の依頼人に押し付けている。そして、誤振込事件において銀行を免責する傾向は、最高裁平成20年判決（最二判平20・10・10民集62巻9号2361頁（誤振込預金の払戻事件））においても、受け継がれている。

しかし、原因関係の存否にかかわらず、振込みがなされると受取人は預金債権を取得するということになると、現在、大きな社会問題となっている「振り込め詐欺」の場合でも、詐欺者は預金債権を取得するという社会通念に反する事態が生じることになってしまう。

そこで、その後、最高裁は、平成15年の刑事裁判（最二決平15・3・12刑集57巻3号322頁）において、「誤った振込みがあることを知った受取人が、その情を秘して預金の払戻しを請求し、その払戻しを受けた場合には、詐欺罪が成立する」との判断を下し、原因関係の存否にかかわらず、振込受取人は、預金債権を取得するという本件の最高裁平成8年判決に対して重大な制限を加えている。この平成15年最高裁は、刑事事件であるにもかかわらず、誤振込の受取人の信義則上の義務、および、銀行の信義則上の組戻しの義務について触れており、民事判決に勝るとも劣らぬ判断を下している。特に、銀行の組戻しの義務については、非常に重要な判断を下しているので、以下において、詳しく紹介することにする。

〔①組戻しの措置の意義と実情〕銀行実務では、振込先の口座を誤って振込依頼をした振込依頼人からの申出があれば、受取人の預金口座への入金処理が完了している場合であっても、受取人の承諾を得て振込依頼前の状態に戻す、**組戻し**という手続が執られている。また、受取人から誤った振込みがある旨の指摘があった場合にも、自行の入金処理に誤りがなかったかどうかを確認する一方、振込依頼先の銀行及び同銀行を通じて振込依頼人に対し、当該振込みの過誤の有無に関する照会を行うなどの措置が講じられている。

〔②組戻しの有益性・必要性・社会的意義〕これらの措置は、普通預金規定、振込規定等の趣旨に沿った取扱いであり、安全な振込送金制度を維持するために有益なものである上、銀行が振込依頼人と受取人との紛争に巻き込まれないためにも必要なものといえる。また、振込依頼人、受取人等関係者間での無用な紛争の発生を防止するという観点から、社会的にも有意義なものである。

〔③銀行にとっての組戻しの責務〕したがって、銀行にとって、払戻請求を受けた預金が誤った振込みによるものか否かは、直ちにその支払に応ずるか否かを決する上で重要な事柄であるといわなければならない。

〔④受取人の実質的無権利・組戻し実現のための告知義務〕これを受取人の立場から見れば、受取人においても、銀行との間で普通預金取引契約に基づき継続的な預金取引を行っている者として、自己の口座に誤った振込みがあることを知った場合には、銀行に上記の措置を講じさせるため、誤った振込みがあった旨を銀行に告知すべき信義則上の義務があると解される。社会生活上の条理からしても、誤った振込みについては、受取人において、これを振込依頼人等に返還しなければならず、誤った振込金額相当分を最終的に自己のものとするべき実質的な権利はないから、上記の告知義務があることは当然というべきである。

〔⑤詐欺罪の成立〕そうすると、誤った振込みがあることを知った受取人が、その情を秘して預金の払戻しを請求することは、詐欺罪の欺罔行為に当たり、また、誤った振込みの有無に関する錯誤は同罪の錯誤に当たるといべきであるから、錯誤に陥った銀行窓口係員から受取人が預金の払戻しを受けた場合には、詐欺罪が成立する。

4. 私見

(1) Issue : 争点

1) 当事者等の利害関係に関する考察

本件は、振込依頼人、仕向銀行、被仕向銀行、振込受取人、その債権者の5者が絡んだ事件であり、それぞれの立場をどのように調整すべきかが問題となっている。

第1に、原告Xは、債権者である「東辰（トウシン）」に振込をするに際して、以前に取引関係にあったカタカナでは同名の「透信（トウシン）」の口座と間違えて振り込みを依頼している。Xには過失があるとはいえ、同一のカタカナ名を混同したからといって、重過失とはいえないと思われる。振込に際してカタカナ同名の異なる者に振込を依頼したことは要素の錯誤であり、本来的には、この振込依頼は無効である。したがって、Xは、元の預金債権を利用して、再度、本来の債権者に対して、振込を行うことができるはずであり、民法上は、その利益を無視してはならないと思われる。

第2に、Xの錯誤によって振込を指示した仕向銀行（A銀行甲支店）には過失がなく、被仕向銀行（同銀行乙支店）にも過失はない。したがって、錯誤によって行われた振込によって仕向銀行および被仕向銀行のリスク回避に対しても一定の保護がなされるべきである。

第3に、誤振込によって棚ばた式の利益として預金債権を得た振込受取人C、および、その預金債権を前提として差押えを行ったYの利益は、取引安全の観点から保護されるとしても、その利益を、錯誤者であるX、および、振込にかかわった銀行の利益よりも優先させるべきではないと思われる（吉岡伸一「原因関係を欠いた誤振込と預金の成否」銀行法務21529号（1997/01）38頁）。

2) 利害関係を踏まえた上での問題解決の方向性

以上の三者の利害を考慮すると、解決目標として以下の5点を指摘することができる。

(1) 問題の全体的な解決ができるのは、振込制度をコントロールしている銀行であるから、振込から生じる不具合の解決とリスク管理は、銀行のイニシアティブによって行うべきであり、振込制度から生じた不具合を振込の正当な顧客に転嫁すべきではない(木南敦「誤った振込と預金の成否」金融法務事情 2204号7頁, 原審のスタンスに賛成)。

(2) 誤振込は重過失がない限り無効であり、振込の原資となった預金債権は、いったん消滅したとしても、復活させるべきであり、それを原資として、Xは債権者Bに対する振込を行うことができると考えるべきである。

(3) 誤振込であっても、それを有効と信じて振込手続を行った仕向銀行、および、被仕向銀行の信頼は保護されるべきであり、誤振込によっても、組戻しを条件としてではあるが、Cの預金債権は有効に成立すると考えるべきである(最高裁の判旨1に賛成する)。

(4) しかし、誤振込依頼人の権利を犠牲にすることを前提にして、振込受取人C、または、その債権者Yの権利行使を認めるべきではない(最高裁の判旨2に反対する)。

(5) したがって、問題解決の方向としては、フリーライダーとしてのCやYの権利よりも、誤振込人の権利を保護しつつ、振込仕向銀行のリスク回避措置、すなわち、Yの差押えに優先する相殺の担保的機能の利用を尊重する方向で利害の調整を行うべきである。

リスク回避の具体的な手続については、後に詳しく述べるが、ここでは、その概略(3つのステップ)を述べるにとどめておく。

①組戻しを求めるX(要約者)と、誤振込の事実を確認した仕向銀行とが、第三者のための契約によって、XのCに対する不当利得返還債権を被仕向銀行に譲渡し、その対価として、仕向銀行がXの預金債権を復活させる。

②信義則上の組戻し義務を有する被仕向銀行が、取得した不当利得返還債権と誤振込預金とを相殺し、誤振込預金を消滅させる。

③被仕向銀行が、相殺による誤振込金の消滅の抗弁をもって、差押債権者Yに対抗する(民法511条の無制限説の拡張的解釈(最二判平24・5・28民集66巻7号3123頁)参照)。

(2) Rule : ルール

1) 振込依頼人・仕向銀行・被仕向銀行・振込受取人間の法律関係

銀行振込契約の趣旨は、振込依頼人(X)の指図を受けて、仕向銀行(A銀行甲支店)が要約者となり、被仕向銀行(A銀行乙支店)が諾約者となって、受益者(C)のために、振込依頼人の指定した金額の預金債務を引き受け、その相当額について、仕向銀行が被仕向銀行に補償するという「第三者のための契約」(民法537~539条)を成立させるものである。

もしも、振込依頼が錯誤によって無効となった場合など、振込み依頼人Xと振込受取人Cとの間に、対価関係が存在しない場合には、振込み依頼人Xは、振込受取人Cに対して不当利得の返還請求権を取得することになる(XがCに対して不当利得に基づく返還債権

を有することについては、最高裁も認めており、争いはない。

この考え方は、一方で、誤振込によっても、振込受取人の被仕向銀行に対する預金債権は有効に成立すると考える最高裁の考え方と同じであるが、他方で、第三者のためにする契約において、対価関係が存在しないにもかかわらず、仕向銀行の指図を信頼し、対価関係があると善意・無過失で信じた被仕向銀行に対して、信義則上、組戻義務を課し、Xと仕向銀行との第三者のためにする契約に基づいて、不当利得返還債権を譲り受けた被仕向銀行は、その債権を自働債権とし、誤振込預金債権を受働債権として、相殺し、誤振込債権を消滅させる義務を負わせる点で、受益者の「棚ばた式利得」を正当化してしまうという無因論の弊害を免れている点に特色がある（受益者の棚ばた式の利得を認めざるをえない平成8年の最高裁の考え方とは異なり、受益者の権利行使を詐欺罪に当たるとする平成15年の最高裁判決（最二決平15・3・12刑集57巻3号322頁）の考え方に近い）。

2) 具体的妥当性を確保するための理論としての相殺の担保的機能

本件の場合、先に述べたように、組戻しの手続きは以下の順序でなされるべきである。

①組戻しを求めるXと誤振込みの事実を確認した上で組戻しに協力すべき信義則上の義務を有する仕向銀行は、第三者のためにする契約によってXのCに対する不当利得返還債権を被仕向銀行に譲渡し、その債権譲渡の対価として、Xの仕向銀行に対する預金債権を復活させる。

②信義則上、誤振込の組戻義務を有する被仕向銀行は、Xから譲り受けたYに対する不当利得返還債権を自動債権とし、Yの被仕向銀行に対する誤振込預金とを対当額で相殺する。

③自働債権と受働債権との間に牽連性がある場合、すなわち、相殺に合理的期待がある場合には、相殺には担保的機能があり、民法511条に基づき、差押えに優先する効力を有するのであるから（最大判昭45・6・24民集24巻6号587頁、それをさらに拡張した最二判平24・5・28民集66巻7号3123頁参照）、仕向銀行のCに対する不当利得返還請求債権を自働債権、誤振込によるCの被仕向銀行に対する預金債権との相殺は、Cの受働債権を差押えたCの債権者Yに対抗することができる（この結果、XによるYに対する第三者異議の訴えは不要となる）。

(3) Argument : 議論

1) 結論の妥当性の検証

「棚ばた式の利益を得ているC、および、その債権者の差押えは、Xの錯誤によって依頼された誤振込によって損失を被っている仕向銀行を害することはできない」という結論については、多くの学説が一致している。しかし、これまで、そのことを条文に基づいて理論づけることはできなかった。

もっとも、民事執行法38条の第三者異議の訴えを利用して、Yによる誤振込預金に対する差押えをXが阻止できるとする見解がある。しかし、第三者異議の訴えの要件である「強制執行の目的物について所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三

者」に X が該当するかどうかは、激しく争われている。

X の Y に対する第三者異議の訴えを認めようとする、X は、C の被仕向銀行に対する債権を前提として、その権利の「所有者…」を証明しなければならないのであるが、X が、そもそも、C の誤振込預金を錯誤で無効であると主張しているのであれば、その権利の「所有者…」にそもそも該当しないことになる。さらに、C の誤振込預金の債権の成立を認める場合には、その権利者は、C であって X ではないため、この場合も、X は、「所有者…」に該当しない。したがって、X が Y に対して、第三者異議の訴えを提起することは、民事執行法の理論としては、相当に困難である。

この点、先に述べた第三者のためにする契約に基づく、振込み・組戻しの民法理論によれば、平成 8 年最高裁判決による原因関係から独立した預金債権の成立を認めつつ、最高裁平成 8 年の法理によって生じる不当な結果（棚ぼた式の利益を得た振込受取人とその債権者の権利行使を不当と考える人は、非常に多く、最高裁も、誤振込の受取人が、その預金債権を受け取ることは、詐欺罪を構成するとしている）をも克服することができる。

(4) Conclusion : 結論

以上の考察から本件の事案を振り返ってみると、第 1 に考慮すべき観点は、棚ぼた式の利益を得ようとしている誤振込の受取人 C、および、その債権者 Y よりも、重大な過失なしに要素の錯誤によって誤振込を依頼した X が保護されるべきであるということである。

したがって、振込制度をコントロールできる立場にある仕向銀行が、振込から通常生じうるリスクを負担すべきである。すなわち、振込業務を引き受けた仕向銀行は、錯誤による誤振込の無効を認め、被仕向銀行と協力し、十分な調査を行い、誤振込であることを確認した場合には、直ちに、組戻しを行った上で、正規の振込業務を履行すべきである。

第 2 に、二重の振込を行わざるを得なかった仕向銀行のリスク回避のための保護の必要性は、棚ぼた式の利益を得ようとしている誤振込の受取人とその債権者 Y よりも優先されるべきである。そのことを実現できる制度として、C の債権者 Y の差押えに優先できる民法 511 条の相殺の担保的機能が活用されるべきである。すなわち、本件では、X から組戻しの要請を受けた仕向銀行は、被仕向銀行と協力して、X からその不当利得返還債権を譲り受け、それを自働債権とし、C の誤振込による預金債権を受働債権として相殺し、牽連性を有する債権同士の相殺による誤振込債権の消滅の抗弁をもって、C の債権者 Y に対抗することができるかと解すべきである。このように考えるならば、仕向銀行は、いったんは、誤振込のリスクを負担し、本来の振込を実現するというリスクを負担しつつも、そのリスクを誤振込の受取人の債権者による差押えによる棚ぼた式の利益に優先できる相殺の担保的機能に基づいて回避することができることになる。

振込の制度は、すべて、銀行と全銀ネットのコントロールに置かれている。そこで不具合が生じた場合に、そのリスクを顧客である振込依頼者に負わせたのでは、問題の真の解決から離れてしまうだけである。振込制度から生じる不都合は、その制度をコントロールしている銀行のイニシアティブによって解決されるべきである。